

関係各位

名寄市消費生活センター  
所長 小林 健

## 「カニなどの魚介類」を勧めるしつこい電話勧誘にご用心！

消費者庁では「カニなどの魚介類」を勧めるしつこい電話勧誘について、トラブルに遭わないために注意すべきポイントを紹介していますので情報提供します。

### 事例

突然、「いいカニが入ったので、以前買っていただいた方に連絡をしています。」などと、事業者から電話で勧誘を受け、断ったにもかかわらず「値引きします」「サービスします」「金賞をとったカニです」などとしつこい勧誘に根負けしてカニを購入してしまった。



### 消費者へのアドバイス

- ◆見知らぬ事業者からの突然の電話には注意しましょう。購入する場合は事業者名・住所・連絡先を確認しましょう。
- ◆断ってもしつこく勧誘することは法律違反です。不要な時は「要りません！今後電話をしないでください！」ときっぱりと断り、電話を切りましょう。
- ◆事業者は、「値引き」「おまけ」等のサービスを強調して関心を持たせ購入を勧めてきます。
- ◆カニなどの魚介類も書面を受取ってから8日間以内であればクーリング・オフ（契約解除）ができます。
- ◆断っても商品が送りつけられた場合は、受取拒否をしてください。
- ◆ご心配なことがありましたら消費生活センターまでご相談ください。

### ●問い合わせ先

**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日